

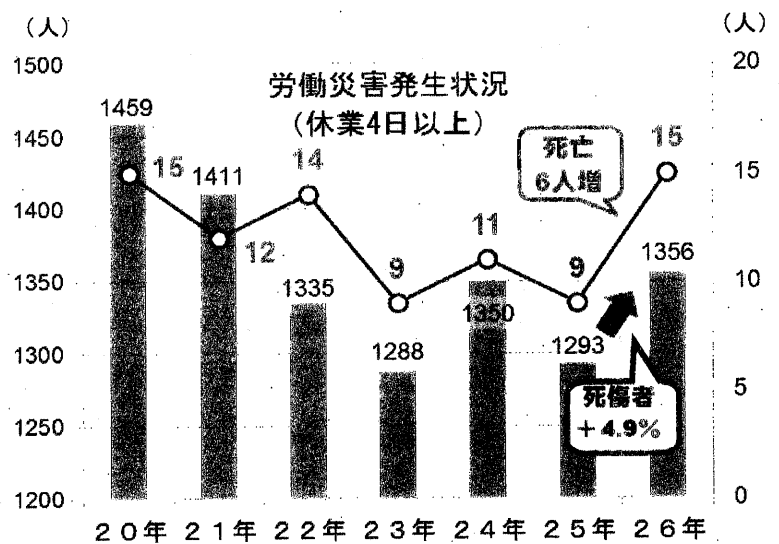
ゼロ災にチャレンジ！ 「3ヵ月無災害運動」

奈良県内の仕事中の怪我や死亡事故（以下、「労働災害」といいます。）は、今なお年間約5,000人にもおよんでいます。

特に、平成26年には、死亡または4日以上休業を余儀なくされた労働者が前年に比べ4.9%増加して1,356人にも達しました。そのうち、15人が仕事中の怪我や事故が原因で亡くなっています。

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者をはじめ、全ての関係者がこの意識を共有し、それぞれが労働災害の防止に向けて責任ある行動を取ることが求められています。



奈良労働局及び県下の各労働基準監督署においては、職場における自主的な労働災害防止活動の一助となるよう、平成2年度から、毎年、全国安全週間（7月1日から7日）の期間を中心に『3ヵ月無災害運動』の実施を関係者の皆様に呼びかけています。

平成27年度におきましても、各労働災害防止団体が主催され、6月1日から8月31日までの3ヵ月間において、奈良県内の全事業場を対象に『第26回 3ヵ月無災害運動』が実施されます。

貴事業場におかれましては、平素より積極的に労働災害防止活動に取り組んでおられることと存じますが、『3ヵ月無災害運動』の趣旨を御理解の上、裏面の実施事項を行うなどにより積極的に本運動に参加されることを通じ、労働災害ゼロの達成と安全で衛生的な職場づくりを目指されますようお願い申し上げます。

平成27年5月

事業者各位

奈良労働局長
県下各労働基準監督署長

〈職場の安全・衛生のための実施事項〉

○経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。

この観点から、経営トップが率先のもと、職場における安全衛生に対する意識や取組を再度ご確認くださいとともに、その結果明らかとなった必要な事項については、企業内で検討の上、順次実施していただきますようお願いいたします。

○安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者*を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認をお願いします。

*労働安全衛生法第10条～19条の3に規定されています。

また、第三次産業など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場におかれましても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境や作業方法の改善、労働者への安全教育や安全意識の啓発についての取組を行わせるなどのご協力をお願いします。（厚生労働省からの指導により、法的義務がない場合でも、安全推進者を配置することが求められています。）

○職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じることは、事業者の責務とされています。

法令に定められた危害防止基準の遵守はもとより、職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行っていくことで安全衛生水準を向上させる活動を積極的に行われますようお願いいたします。

○労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒、ねんざや、移動中の交通事故など、その防止のためには労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が近年特に増えてきています。また、労働者自身が危険性を事前に察知できていれば、防げたかもしれない死亡災害も発生しています。

この観点から、労働者1人1人に対し、貴事業場の設備や作業内容などに応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。